

(案)

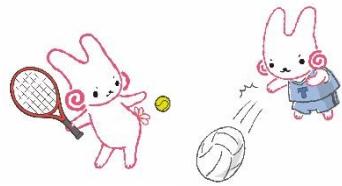
立川市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画

(前期改革実行期間：令和 8 年度から令和 10 年度まで)

令和 8 (2026) 年 月改訂版

立川市





目次

はじめに	1
1 計画の策定にあたって	
(1) 推進計画策定の目的・スケジュール	2
(2) 国の動向	3
(3) 用語の定義	4
2 立川市立中学校部活動の現状	
(1) 中学校数及び生徒数	6
(2) 部活動数、部員数及び参加率	6
(3) 部活動指導に対する教員の実態	6
(4) 部活動の地域連携の状況	7
3 基本的な考え方・基本方針・達成目標	
(1) 基本的な考え方	8
(2) 基本方針	8
(3) 前期改革実行期間の達成目標	9
4 前期改革実行期間の主な取組	10
5 本推進計画の見直しについて	13
参考資料	14



はじめに

学校部活動は、体力や技能の向上等を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

少子化の進展等に伴い、学校部活動の維持が難しい状況になってきていることを踏まえ、部活動の地域連携を推進しつつ、学校部活動とは別に、学校外の地域の人や、団体、事業者等が中心となって行う新たな地域クラブ活動を整備し、学校部活動から地域クラブ活動への展開を段階的に進めていく必要があります。

本市における地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を地域に継承・発展しつつ、生徒たちが地域でスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しめる環境を構築していくための活動となります。学校教育の中で行ってきた部活動を地域の中でのスポーツ・文化芸術活動に生徒が参加する形に再構築し、生徒と地域が密接に関わる機会を創出することで、地域のスポーツ・文化芸術振興の観点等からも様々な効果が期待できます。

地域クラブ活動では、単に生徒に技術的な指導等を行うものではなく、生徒と様々な世代の地域の方が多様な体験や共にスポーツや文化芸術活動を楽しむなどの豊かな交流等を通じた学びなど、新しい価値が創出されるよう活動環境を整備していくことが必要です。

また、地域クラブで活動した生徒が、卒業後も可能な範囲で活動を継続し、将来的に地域クラブ活動の指導者として、次代の生徒たちと共に活動を楽しむなど、地域クラブ活動の担い手として、力を発揮できる仕組みづくりも必要です。

地域クラブ活動を通じて、「ひと」と「地域」がつながりを持ち、好循環を生むことで、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の整備を図ります。

この取組の主役は子どもたちです。子どもたちが、地域の中で笑顔にあふれ、スポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を、本市は地域全体で支えていきます。

令和8年6月
立川市教育委員会

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめ」にて、改革の理念等をより的確に表すため、地域全体で連携して行う取組のうち、「地域移行」という名称は「地域展開」に変更されたことを踏まえて、本推進計画においても原則、「地域展開」と標記します。ただし、過去の資料から抜粋した場合の標記については除きます。

I 計画の策定にあたって

(1) 推進計画策定の目的・スケジュール

中学校の部活動は、生徒のスポーツや文化・芸術等に親しむ機会を確保するとともに、達成感の獲得、自己肯定感や学習意欲の向上、責任感や連帯感の高まり等に寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。

また、他学年生徒との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との人間関係を構築する等の教育的意義に加え、生徒の心身の状況把握、規律正しい学校生活の実現をはじめ生活指導上の効果など、学校運営上の意義のあるものです。

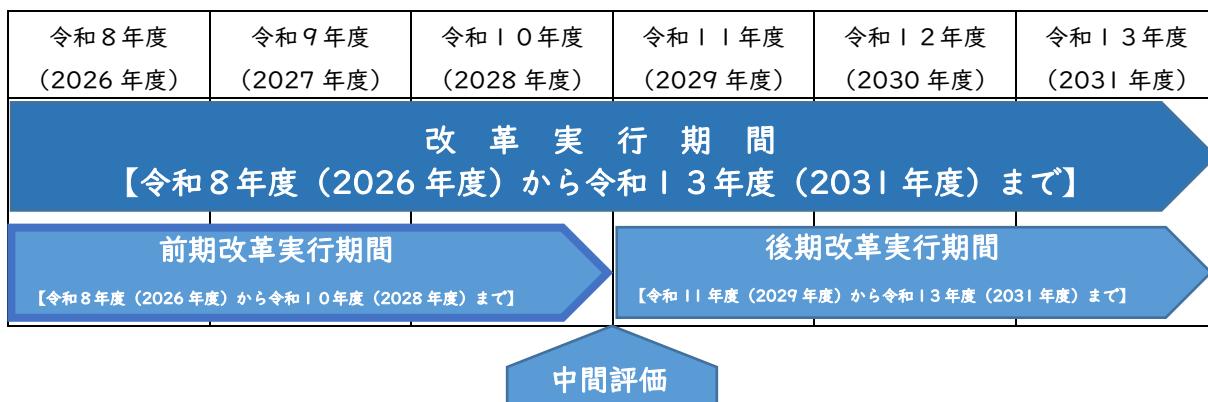
一方で、近年は全国的な少子化の中で、生徒数の減少などにより団体競技などでチーム編成ができず試合に参加できないことや、部員数が減少し、休部や廃部となる部活動が出てしまうなど、持続可能性の面で厳しさを増している状況にあると言えます。

また、教員の働き方の視点で見ると、部活動の顧問等を任せられた場合、平日の勤務時間外の指導を余儀なくされるとともに、休日における指導や大会引率、運営への参画が求められること、また、場合によっては競技・活動経験のない種目・分野の指導をしなければならなくなることなど、教員にとって過大な心身と業務への負担となっている実態があります。

このような社会の流れを受け、スポーツ庁や文化庁が、運動部活動、文化部活動それぞれのガイドラインを策定し、その後、検討会議を設置した上で協議を重ね、当該検討会議の提言を受ける形で、国は新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

立川市においても、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化に継続的に親しむことができる環境の構築を目指し、「立川市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画 改訂版」(以下「推進計画」という。)に基づき、以下のスケジュールで学校部活動の制度改革に着手していきます。

《スケジュール》



「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～」(令和7年5月16日 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議)を受けて、文部科学省は、改革実行期間を、前期3年間(令和8(2026)年度から令和10(2028)年度まで)、後期3年間(令和11(2029)年度から令和13(2031)年度まで)の計6年間とした「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

本計画は、新たなガイドライン等を踏まえ、市立中学校における部活動に関する課題の解決を図り、本市の実態に合った地域連携・地域展開を実現するため、令和10(2028)年度末までの前期改革実行期間における本市の取組の方向性を示し、市立中学校の部活動の地域連携・地域展開を推進することを目的としています。

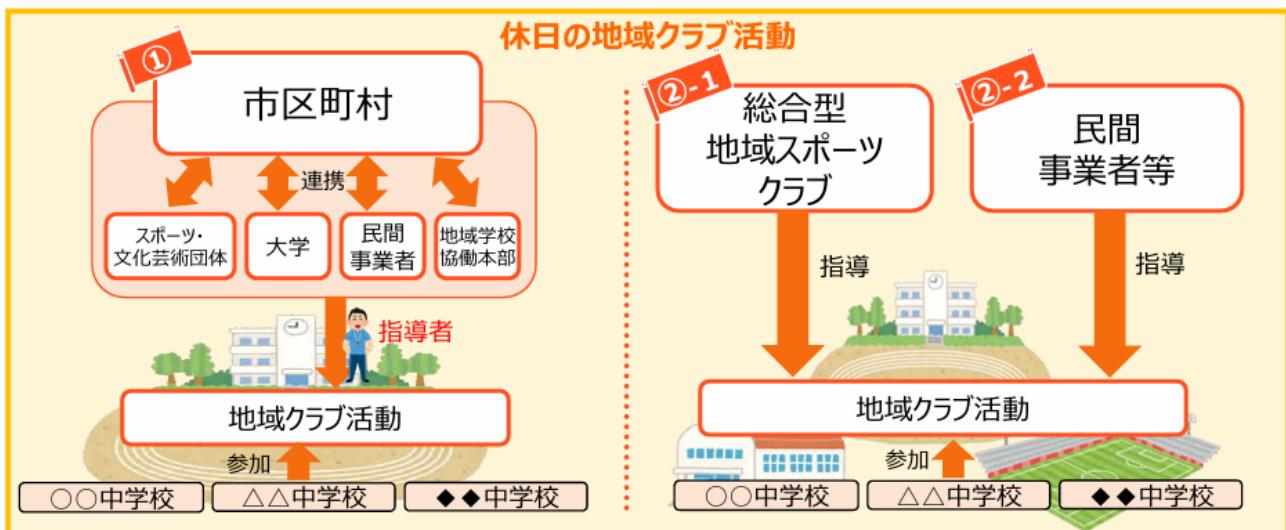
(2) 国の動向

年 月	所 管	内 容
平成 30 年 3 月	ス ポ ー ツ 庁	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
平成 30 年 12 月	文 化 庁	文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
令 和 2 年 9 月	文 部 科 学 省	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（通知）
令 和 4 年 12 月	ス ポ ー ツ 庁 文 化 庁	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
令 和 6 年 8 月	ス ポ ー ツ 庁 文 化 庁	地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（4回開催） →地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（6回開催） →地域文化芸術活動ワーキンググループ（6回開催）
令 和 6 年 12 月	文 部 科 学 省	中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領解説の一部改訂
令 和 7 年 5 月	ス ポ ー ツ 庁 文 化 庁	地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ
令 和 7 年 6 月	ス ポ ー ツ 庁 文化庁	部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議
令 和 7 年 9 月	ス ポ ー ツ 庁 等	スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行
令 和 7 年 12 月 (予 定)	文 部 科 学 省	部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン ～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

(3) 用語の定義

ア 「地域クラブ活動への展開（地域展開）」とは

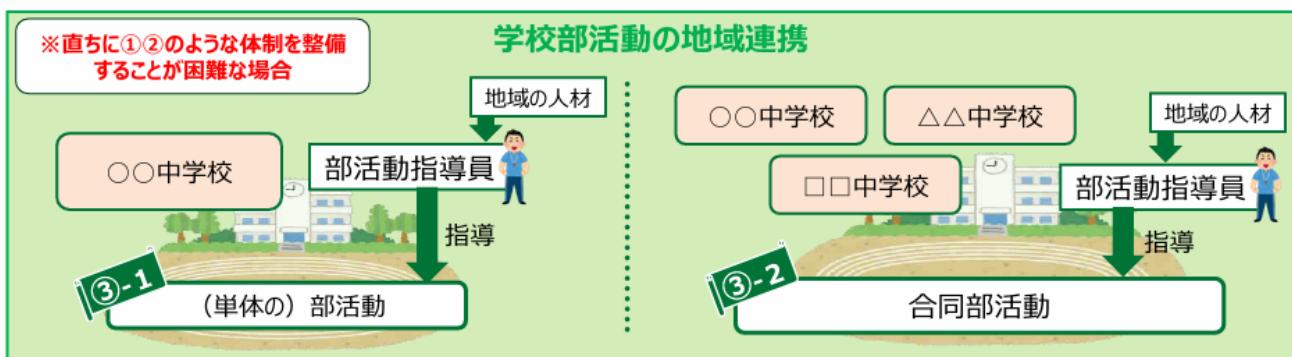
現行の中学校で行われている部活動が、学校以外の人や団体など「地域」により行われるようになることを指します。



スポーツ庁、文化庁作成資料「学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）」抜粋

イ 「地域連携」とは

現行の中学校で行われている部活動に対して、部活動指導員等の指導者を配置するなど地域の人才の支援を受け部活動を実施することをいいます。自治体によっては、複数校の生徒が一つの拠点に集い活動する方式である「拠点校方式による合同部活動」を導入し活動を実施していることもあります。



スポーツ庁、文化庁作成資料「学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）」抜粋

ウ 部活動指導員（会計年度任用職員）

今までの学校部活動の顧問の先生と同じように、生徒への技術指導や大会引率などを行う外部人材のことです。学校部活動の意義を理解し、指導する資質・能力及び専門的な知識・技能を有する方を任用します。また、実技のみならず生徒指導及び助言を行います。

エ 部活動外部指導員（有償ボランティア）

生徒への技術指導を行う外部人材のことです。

【参考】部活動指導員及び部活動外部指導員の主な役割

	主な役割（職務）	教員	部活動指導員	部活動外部指導員
1	実技指導	○	○	○
2	安全・障害予防に関する知識・技能の指導	○	○	○
3	事故が発生した場合の現場対応	○	○	○
4	用具・施設の点検・管理	○	○	
5	部活動中の事故防止、安全対策	○	○	
6	学校外での活動（大会・練習試合等）の引率	○	○	
7	保護者等への連絡	○	○	
8	年間・月間指導計画の作成	○	○	
9	生徒指導に係る対応	○	○	
10	外部の指導者との連絡・調整	○	○	
11	部活動の管理運営（会計管理等）	○	○	
12	担任との連絡・調整	○		
13	地域との連絡・調整	○		
14	大会主催者との連絡・調整	○		
15	広報活動	○		

「第1回 中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議」（令和7年11月11日 東京都教育委員会）を参考に作成

2 立川市立中学校部活動の現状

(1) 中学校数及び生徒数

市立中学校は9校あり、令和6年度の生徒数は3,780人です。少子化が進展する中、近年、生徒数は、平成29年度の3,945人をピークに緩やかな減少傾向が見られます。

《各年度の生徒数》

平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,945人	3,844人	3,742人	3,776人	3,780人	3,789人	3,783人	3,780人

(各年度5月1日現在、特別支援学級固定級含む)

(2) 部活動数、部員数及び参加率

令和6年度、市立中学校に設置されている部活動数は、運動部活動で80部、文化部活動で40部、部員数は3,169人、参加率は83.8%となっていますが、近年、部活動数、部員数及び部活動への生徒の参加率に、大きな変動は見られません。

しかし、局所的に見ると、生徒が入りたい部活動が通学する学校にないケースや、小規模校等において、部員数が少ないとことで、試合への出場選手数を満たせないなど、学校単位での活動が困難になっている状況が見られ、少子化の影響の兆しが見え始めているとも考えられます。

《市立中学校部活動設置状況と部員数》

年度	部活動数（部）			在籍生徒数 (人)	部員数（人）			参加率 (%)
	運動部	文化部	合計		運動部	文化部	合計	
平成31年度	92	45	137	3,742	2,079	1,242	3,321	88.7
令和2年度	88	45	133	3,775	2,028	1,175	3,203	84.8
令和3年度	92	44	136	3,778	2,121	1,204	3,325	88.0
令和4年度	89	43	132	3,791	2,056	1,175	3,231	85.2
令和5年度	84	43	127	3,784	2,029	1,176	3,205	84.7
令和6年度	80	40	120	3,782	2,009	1,160	3,169	83.8

市立中学校部活動数、部員数、参加率の推移（各年度6月1日現在、特別支援学級固定級含む）※令和2年度のみ、7月1日現在の状況

(3) 部活動指導に対する教員の実態

東京都教育委員会による「未来へつなぐ部活動改革アンケート」（令和6年度）では、次のような実態が明らかになりました。（立川市ののみの結果）

質問項目	回答率 (%)
部活動の指導や運営を負担に感じている、やや感じている教員	80.7
自分の専門の部活動について、休日に指導や運営に携わりたくない教員	69.3
自分の専門ではない部活動について、休日に指導や運営に携わりたくない教員	94.3
部活動の指導や運営によって支障が生じている業務（複数回答）	教材研究 76.9 生徒指導 53.8 教員連絡 48.1 保護者連絡 36.5

(4) 部活動の地域連携の状況

本市においては、部活動の技術指導等で、教員に代わって、技術指導や大会等への単独引率を行うことができる部活動指導員や、教員をサポートする部活動外部指導員を学校からの申請に基づき配置しています。令和6年度は、部活動指導員及び部活動外部指導員を全市立中学校に配置しており、部活動指導員は約33%、部活動外部指導員は約40%の部活動において技術指導等に携わっています。

本市においては、学校と地域の連携・協働の下、着実に地域連携の取組を進めてきましたが、学校によっては、指導員の配置が必要な部活動に対して、適切な地域人材が見つからないケースや、仕事や家庭の都合等で指導員が辞めてしまうケースも見られます。

《部活動指導員及び部活動外部指導員の配置部活動数、配置人数、活動数の推移》

年度	部活動数	部活動指導員 (会計年度任用職員)				部活動外部指導員 (有償ボランティア)			
		配置部活動数	配置割合(%)	配置人数(人)	活動時間数(時間)	配置部活動数	配置割合(%)	配置人数(人)	活動日数(日)
平成31年度	137	27	19.7	35	4,270	48	35.0	92	3,663
令和2年度	133	27	20.3	39	3,039	40	30.1	76	2,336
令和3年度	136	26	19.1	45	4,452	45	33.1	83	3,136
令和4年度	132	34	25.8	62	5,036	49	37.1	85	3,446
令和5年度	127	34	26.8	65	4,603	41	32.3	94	3,236
令和6年度	120	39	32.5	72	4,378	48	40.0	108	3,469

3 基本的な考え方・基本方針・達成目標

(1) 基本的な考え方

部活動改革の理念（急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保・充実していくこと）やこれからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義に照らして、現状の学校部活動の課題や地域の状況を捉えなおし、地域全体で活動を支えることが、生徒にとって望ましい環境づくりに必要であるという認識を改革に関わる幅広い関係者において共有しながら、地域展開等に取り組みます。

(2) 基本方針

ア 生徒のニーズ等を踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備

地域クラブ活動では、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携・協働により、生徒のニーズを踏まえた、スポーツ・文化芸術活動の場の創出を図ります。その際、技能等の向上や大会等で好成績を収める以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、1つの活動の中で1つの目標だけではなく、生徒の参加の姿勢によって、複数の目標を設定するという視点をもって環境整備を行います。

また、障害のある子どもや外国籍の子ども、運動が苦手な子ども等を含め、多様な子どもがそれぞれの希望に応じて安心して活動に参加できる環境の整備に努めます。

イ 地域連携団体、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体や大学、企業、プロスポーツチーム等の地域団体の中から、学校部活動への指導者の派遣や合同練習、各種教室・講座等を実施する学校部活動の地域連携団体や、学校部活動に代わって生徒を受け入れ、新たな地域クラブ活動の場を提供する運営団体・実施主体を地域団体と連携・協働し、確保に努めていきます。

なお、会費は保護者の過度な負担とならないよう、活動内容や規模等を調整し、可能な限り低廉な価格設定に努めます。

ウ 指導者の量の確保

学校部活動における部活動指導員・部活動外部指導員や、休日等の地域クラブ活動における指導者を継続的・安定的に確保し、持続可能な活動としていく必要があります。地域団体等との連携により、専門的な技術指導ができる地域人材の把握・発掘に努めるとともに、指導者を学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体とマッチングできる体制の整備を図ります。

また、希望する教員が兼業・兼職制度の活用により指導に携われるよう環境を整備し、指導者の確保に努めます。

エ 指導者の質の向上

公認スポーツ指導者資格等の有資格者に限らず、競技等の経験のあるOB・OGや近隣の大学で、スポーツ・文化芸術活動に取り組む学生など、専門性や資質・能力を有する指導者を地域の中で広く確保していくとともに、指導者の養成や資質向上の取組を進めていく必要があります。

地域団体と連携し、指導者や地域クラブ活動の運営団体等の関係者に対し、研修会等の開催やガイドライン等の情報提供を行う等、地域の指導者や生徒、保護者が共通理解の下、生徒が安心して活動に参加できる環境を整備していきます。

才 活動場所の確保

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動場所を自身で手配し、確保することになります。学校施設や市の社会教育施設、スポーツ・文化施設の利用規則や減免規定等の見直しを図るなど、活動場所を確保しやすい環境づくりに努めます。

なお、体育館や音楽室、美術室などの学校施設を使用する際は、地域クラブ活動の参加者が、他の教室等に入ることがないよう、学校施設のセキュリティ対策を講じていきます。

(3) 前期改革実行期間（令和8（2026）年度から令和10（2028）年度まで）の達成目標

休日の地域展開に向けた基盤をつくるとともに、

学校部活動の環境を整備する。

4 前期改革実行期間（令和8（2026）年度から令和10（2028）年度まで）の主な取組

取組Ⅰ 地域クラブ活動に関する認定制度の運用設計及び認定地域クラブの認定・支援

趣旨	国が定めた要件等に基づき、地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築し、民間クラブチーム等との区別や活動の質を担保することにより、地域クラブ活動（認定地域クラブ活動）を学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動にします。 ※中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
取組	<p>(1) 認定・支援等</p> <p>ア 国が示した要件、認定手続等に基づき、認定地域クラブ活動の認定を行います。</p> <p>イ 認定地域クラブ活動の充実を図るために、認定した認定地域クラブ活動の運営団体等への支援や指導・助言等を丁寧に行います。</p> <p>(2) 中学校との連携</p> <p>ア 認定地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等と共有します。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に認定地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ります。</p> <p>イ 認定地域クラブ活動の運営団体が公共施設の活用を希望する場合は、主管課において、必要な連絡・調整等を行います。</p> <p>ウ 認定地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、児童・生徒及び保護者にきめ細かな情報提供等を行います。</p>
課題	<p>(1) 受益者負担の軽減</p> <p>学校部活動では指導者的人件費や施設利用費等の経費は受益者負担ではありませんでしたが、認定地域クラブ活動では、指導者的人件費等のクラブ運営に必要な経費が発生し、現行の学校部活動の部費よりも割高になることが考えられます。このことから、会費の金額によって子どもたちの活動機会が失われないよう、可能な限り低廉な会費の設定とともに、経済的に困窮する家庭の中学生に対する認定地域クラブ活動への参加費用の支援等については、重要な検討課題となります。</p>
(参考)	<p>「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に示されている認定の要件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む） ②適切な活動時間や休養日が設定されていること ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること ④適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底等） ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること ⑥適切な運営体制が確保されていること ⑦学校等との連携が適切に行われていること

取組2 学校部活動における指導・運営に係る体制の構築

趣旨	<p>生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するとともに、教員の働き方改革を進めていくため、学校と地域との連携により、学校部活動の環境を整備します。</p>
取組	<p>(1) 部活動指導員の配置数の確保 各学校において、教員に代わって部活動の顧問として、部活動指導員が指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とともに、教員の部活動指導における負担軽減を図ります。</p> <p>(2) 部活動外部指導員の配置数の確保 専門的な技術指導等ができる人材の配置により部活動の質の向上を図ります。その際、包括連携協定を締結している東京女子体育大学及び中央大学や近隣大学（明星大学等）に学生の派遣を依頼し、指導者の確保に努めます。 また、地域団体や企業等との連携により、専門的な技術指導ができる地域人材の把握・発掘に努め、必要な指導者を学校に紹介できる人材バンクの整備を図ります。</p> <p>(3) 指導者の質の向上 専門的な技術指導ができる地域人材が部活動や地域クラブ活動で指導を行う際は、生徒に対する暴言・暴力や行き過ぎた指導、ハラスメント防止の徹底や、生徒の心身の健康管理、事故防止等の徹底、過度の練習の防止、適切な休養の設定など、主に教育的な観点からの留意事項等について、周知・徹底していきます。 また、国・東京都、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した部活動用指導手引き等の情報提供など、研修体制等の整備を図ります。</p> <p>(4) 「立川市立中学校に係る学校部活動の方針」の適正運用及び見直し 持続可能な部活動の在り方について、学校の実態を踏まえつつ、中学校長と連携を図りながら速やかに改善に取り組みます。</p>
課題	<p>(1) 指導者の専門性と資質・能力 心身の発達の途上にある生徒を指導するには、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全確保や不適切な指導の根絶が強く求められます。指導者によって適切な指導がなされるよう、指導者のリスクリミングの機会の設定、指導者資格取得に向けた支援体制の整備、研修の実施等が必要になります。</p> <p>(2) 必要な指導者数の確保 令和7年12月1日現在、本市では　　人の部活動指導員と　　人の部活動外部指導員が配置されており、非常に恵まれている状況にあります。地域展開の推進にあたっては、生徒の豊かな活動の実現を図るために、部活動指導員及び部活動外部指導員に加えて、地域でご協力いただける方や兼職・兼業が可能である教員を指導者として迎えられるよう、人材確保の仕組みを構築する必要があります。</p>

取組3 トライアル事業の実施

趣旨	
取組	
課題	

作成中

5 本推進計画の見直しについて

本推進計画については、東京都推進計画の改訂があった際や各種の取組状況等を踏まえつつ、適宜、内容の見直し・改訂を行います。

【参考】

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～

令和7年5月16日 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議



「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

令和7年12月 文部科学省

參考資料

令和7年度 立川市立中学校部活動の地域連携及び地域移行に関する検討委員会 委員名簿

氏名	所属等
委員長 早瀬 健介	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 教授
副委員長 林田 敏裕	東京学芸大学 教育学部 講師
芦澤 清八	特定非営利活動法人 立川市スポーツ協会 会長
足立 香織	公益財団法人 立川市地域文化振興財団 事務局長
奥野 武司	立川市文化スポーツ部長
齋藤 真志	立川市教育委員会事務局教育部長
渋谷 里美	立川市立立川第五中学校 校長
下田 洋之	立川市立中学校 PTA 連合会
田中 義典	立川市立柏小学校 校長
都築 啓志	立川市文化協会 渉外部 部長
水越 伸朗	立川市立立川第七中学校 校長

(副委員長以下五十音順・敬称略)

○立川市立中学校部活動の地域連携及び地域移行に関する検討委員会設置要綱

令和5年6月26日教育委員会要綱第28号

立川市立中学校部活動の地域連携及び地域移行に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号。以下「条例」という。）別表に定める市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域連携及び地域移行について検討するため、立川市立中学校部活動の地域連携及び地域移行に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 部活動の地域連携及び地域移行に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人程度をもって組織し、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱し、又は指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) 中学校に在籍する生徒の保護者
- (4) 条例別表に定める市立小学校及び中学校の校長
- (5) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱又は指名の日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(案) の概要（主な内容）

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

改革の理念等		改革期間			取組方針			認定制度			地域展開の円滑な推進に当たっての対応			部活動の在り方			大会等の在り方			関連制度		
令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）	休日 平日	中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）	各種課題を解決しつつ、異なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）	【呼称】「認定地域クラブ活動」 【主な要件】活動時間（平日は1日2時間程度以内）、休日（は1日3時間程度以内）、休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合には土日どちらか）、低廉な参加費／指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）、安全確保／学校等との連携	国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等／都道府県のリーダーシップ／市区町村等が改革の責任主体／専門部署の設置・コーディネーターの配置／生徒が所属する中学校等との連携／民間企業・大学・関係団体等との連携等	①運営団体・実施主体の体制整備等、②指導者の確保・育成、③活動場所の確保（学校施設の有効活用等）、各課題への対応、④移動手段の確保、⑤生徒の安全確保、⑥障害のある生徒の活動機会の確保	生徒等のニーズの把握、反映／地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション）、ニーズ反映・参画促進等	適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）、適切な指導・安全安心の確保（暴力・暴言・ハラスメントはじめの不適切行為の根絶、事業発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）	適切な活動時間・休養日の設定、●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	●生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等）、●大会への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）、●生徒の安全確保（熱中症対策等）、●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会の開催等）	希望する教師の人事・採用での部活動指導力の評価における取り扱いなど									
【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】	【中間評価】		

立川市立中学校に係る学校部活動の方針

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、市立中学校の学校部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。
文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。
- 学校全体として、教職員の負担軽減を図る趣旨を踏まえ、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

- 立川市教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」と、東京都の「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和5年3月）」に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。
- 立川市立中学校は、立川市の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。

I 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 立川市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡潔で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導員など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の

校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌になるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 立川市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 立川市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 立川市教育委員会及び校長は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を計画的に学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が指導や大会等の引率を担うことで、必ずしも教員が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制の構築を図る。

キ 立川市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用時や任用後の定期において研修を行う。

ク 立川市教育委員会は、部活動指導員や外部指導員を確保しやすくするため、関係部署とも連携し、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(I) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」に則った指導を行う。立川市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導員は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外

傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、競技種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導員は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

1 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)

2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、立川市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、立川市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。

また、文化部活動では、体験教室などの活動等、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 立川市教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導員が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しみることを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担にならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 立川市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることができないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるように配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 立川市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が連携・協働した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 立川市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

平成30年5月31日 第10回教育委員会 「立川市中学校に係る運動部活動の方針」決定
【一部改正】

令和6年3月25日 第6回教育委員会 「立川市立中学校に係る学校部活動の方針」決定



立川市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画

令和8年 月改訂版

令和8（2026）年 月

立川市 教育委員会事務局 教育部 指導課

〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042（523）2111（代表）